

令和6年1月18日

## 東京薬科大学で雇用する特別研究員（雇用PD等）の育成方針

東京薬科大学では、かねてより若手研究者支援として日本学術振興会特別研究員（PD等）の受け入れを行ってきました。この度、日本学術振興会において「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」が開始されたことを受け、本学はその趣旨に賛同し、本事業における「特別研究員-PD等の雇用制度導入機関」に登録しました。ついては、学術研究の将来を担う優れた研究者の育成をさらに推進する施策の一つとして、2024年4月1日より直接雇用をともなうPD等の受け入れを開始し、以下の取り組み等を行います。

### 1. PD等の待遇向上および適切な労働環境の提供

PD等を本学で直接雇用することで、従来の制度下に比べて、通勤手当支給、社会保険の充実等を図り、より研究に専念しやすい環境を提供します。

また、ワークライフバランスへの配慮、福利厚生、出産・育児等に関する支援等、働きやすい環境を提供します。また、女性研究者が直面する特定の課題への適切な対策等を講じます。

### 2. 適切な研究環境の提供

本学の専任教育職員と同様に共用機器や共用施設を利用できるようにし、より研究課題を推進しやすい環境を提供します。

### 3. 研究費獲得に係る各種支援制度の提供

申請可能な研究費等に関する情報の提供、科研費等外部資金申請に係る支援など、本学の研究支援部門やURA（リサーチ・アドミニストレーター）が専任教育職員向けに実施する研究支援と同等の支援が受けられる環境を提供します。

### 4. 様々な研究者との交流機会、研修機会の提供

研究者としての視野や能力の向上にのみならず、教育指導能力の向上にも資するよう、学内外の研究者との交流機会や、研修機会を提供します。

### 5. 育成方針の見直し

本育成方針は、社会や学術環境および雇用支援事業の変化に対応しながら内容の改善を行うため、適宜見直しを行います。

以上